

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により盛岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成19年11月27日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）イオンスーパーセンター玉山店 盛岡市玉山区渋民字鶴飼地内 20番1ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 イオン株式会社
- 3 盛岡市から聴取した意見の概要

駐車需要の充足等交通に係る事項

(1) 届出の交通処理計画によると、国道4号との新設交差点で交通処理ができず、退店車両のほか退店待ち車両により駐車場への入庫も妨げられ、周辺国道や市道に渋滞が発生すると予想されることから、円滑な交通を確保するため、4号バイパスから新たな取り付け道路（出入口）を設置することが望ましいと考えられる。諸条件により設置が困難であれば、次の対策を講じ渋滞の発生を防止すること。

ア 来店車両については、国道4号と4号バイパスとの交差点（盛岡工業団地前）において、看板等により出入口の渋滞情報を案内し、状況に応じ4号バイパスへの確に誘導すること。

イ 退店車両については、国道4号との新設交差点における混雑状況に応じて、案内看板、誘導員等による左折退店の誘導を駐車場内において的確に行うこと。

ウ 特に退店車両が集中する市道（1号道路）において渋滞が発生する場合は、駐車場出口において退店を制限する等の対策を講ずること。

エ バス等公共交通の利用促進のための方策を具体的に検討すること。

(2) 店舗敷地東側に隣接する市道鶴飼1号線において、来店車両と退店車両との交錯、混雑が予想される。また、国道4号と市道鶴飼越戸線との交差部において国道4号から市道への来店車両の進入が予想されるので、道路管理者と協議のうえ円滑な交通誘導を考慮した案内標識等の設置について検討すること。

備考 本公告に係る盛岡市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。